

山口県グリーン経営認証取得助成金交付要綱

平成20年3月26日制定
社団法人山口県トラック協会

(目的)

第1条 社団法人山口県トラック協会(以下「本会」という。)は、貨物運送事業に係るグリーン経営を推進する認証制度に対し新規に認証登録を取得した場合、その費用の一部を助成し環境対策を推進することを目的とする。

(認証機関)

第2条 グリーン経営を推進する認証機関は、交通エコロジー・モビリティ財団とする。

(助成金額)

第3条 前条に規定する交付額は、グリーン経営の認証登録の取得に要した費用のうち70,000円とし、要した費用の合計が70,000円に満たないときはその金額とする。

(申請方法)

第4条 助成を希望する会員事業者は、「グリーン経営認証制度取得助成金交付申請書」に必要事項を記載の上、本会に提出する。

(その他必要事項)

第5条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、別にこれを定める。

附 則

本要綱は平成20年4月1日より施行する。